

事務連絡
令和3年10月26日

一般社団法人 全国植物検疫協会
専務理事 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課
課長補佐（輸入検疫班担当）

オマーンから輸入されたザクロ生果実からミカンコミバエ種群が発見された事例に伴う輸入検疫措置の実施について

今般、オマーンから我が国に輸入されたザクロ生果実から、特にリスクの高い検疫有害動物として寄主植物の輸入を禁止しているミカンコミバエ種群（*Bactrocera dorsalis species complex*）が発見されました。このため、オマーンに対して、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下、「規則」という。）別表2の2項で規定されているミカンコミバエ種群の寄主植物に対する検疫証明書の発給停止を要請するとともに、輸入検査においては、下記により対応を行うこととしましたのでお知らせします。

つきましては、このことについて、貴協会会員への周知をお願いいたします。また、今回の取扱いについて、ご不明な点等ございましたら、当課（輸入検疫班担当）又は最寄りの植物防疫所にお問い合わせのほど、お願いいたします。

記

1. 対象植物

オマーンから輸入されるミカンコミバエ種群の寄主植物（規則別表2の2項で規定されている植物）

2. 輸入検査での措置

令和3年10月26日以降に発給された検査証明書を添付し輸入された対象植物について、廃棄を命ずる。